

運 営 規 程

デイサービスかびら
(認知症対応型通所介護)

医療法人 上 善 会

デイサービスかびら 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人上善会が設置経営する「デイサービスかびら」（以下「事業所」という）が行う認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）を通して認知症の症状のある要介護状態にある高齢者に対し、認知症対応型通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスかびら
- 二 所在地 沖縄県石垣市字川平559番地1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務）
認知症対応型通所介護の利用の申込に係る調整、認知症対応型通所介護計画の作成、その他の業務の実施状況の把握を一元的に行う等の事業所及び業務の管理を行う。
- 二 生活相談員 2名以上
常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、他の従業者と協力して、それぞれの利用者について認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施を行う。
- 三 看護職員 2名以上
利用者の心身の状況に応じ、適切な看護サービスの提供を行う
- 四 介護職員 3名以上
利用者の心身の状況に応じ、適切な介護サービスの提供を行う
- 五 機能訓練指導員 1名以上
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日とする。
ただし、年末年始（12月31日から1月1日まで）
旧盆（旧7月15日）は休業とする
- 二 営業時間 8:30～17:30
- 三 サービス提供時間 9:30～17:00

(指定認知症対応型通所介護の利用定員)

第6条 認知症対応型通所介護の利用定員は、12名とする。

(指定認知症対応型通所介護の内容)

第7条 認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護に関すること
日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する
 - ア 排泄の介助
 - イ 移動、移乗の介助
 - ウ その他必要な身体介護
- 二 入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ア 衣類の脱着の介助
 - イ 身体清拭、洗髪、洗身
 - ウ その他必要な入浴の介助
- 三 食事に関すること
給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する
 - ア 準備、後始末の介助
 - イ 食事摂取の介助
 - ウ その他必要な食事の介助
- 四 機能回復訓練等に関すること
利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることが出来るよう、必要な機能回復訓練を行う
また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する
 - ア レクリエーション
 - イ グループワーク
 - ウ 行事的活動
 - エ 体操
 - オ 機能訓練
 - カ 休養

五 送迎に関すること

利用者の障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする者に対し必要な支援・サービスを提供する

ア 移動、移乗動作の介助

イ 送迎

六 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う

ア 日常生活動作訓練の相談、助言

イ 日常生活道具の利用方法の相談、助言

ウ その他認知症介護に関する必要な相談、助言

(利用料その他の費用の額)

第8条 認知症対応型通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスに該当する事業を提供した際には、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。利用者から事業に要した費用の一割の額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項の利用料の他、食費として1食につき480円の費用の額の支払いを受けるものとする。
- 3 前2項に掲げる費用の額に係る事業の提供に当たっては、あらかじめ、利用者及びその家族等に対し、当該事業の内容及び利用料の金額に関して説明を行い、その同意を得るものとする。
- 4 認知症対応型通所介護の利用者等は、利用料の支払方法については、認知症対応型通所介護サービス利用契約に基づき指定期日までに所定の方法で支払うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、石垣市内の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 認知症対応型通所介護サービスを利用する者は次の各号に留意するものとする。

- 一 サービスの利用に当たっては、医師の診断や、日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する
- 二 入浴サービスを利用する際の留意事項
 - ア 体調の悪い人は、入浴を控える。
 - イ 清潔な下着の着替えを持参する。
 - ウ オムツを使用している人は、予備のオムツを持参する。
 - エ 浴場は滑り易いので、転倒せぬように注意する。
- 三 給食サービスを利用する際の留意事項
 - ア 手を石鹸などで洗う。

- イ 飲み込みの困難な人、歯の具合が悪い人は朝一番に申し出る。
- ウ 特に嫌いな食品があれば、朝一番に申し出る。
- 四 機能訓練サービスを利用する際の留意事項
 - ア 体調の悪い人は、機能訓練サービスを控える。
 - イ 体を動かし易い服装でサービスを受ける。
- 五 送迎サービスを利用する際の留意事項
 - ア 欠席の場合は、事前に連絡する。
 - イ 履物は、歩行に安全なものにする。
 - ウ 職員の指示に従い、安全運行に協力する。
- 六 その他
 - ア 原則として事業所内での飲酒を禁止するものとし、酒気を帯びた状態で機能回復訓練等のサービスを受けないこと。
 - イ 事業所内での営利行為、宗教活動を行わないこと。
 - ウ 他の事業所利用者の迷惑となる言動、暴力行為を行わないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 緊急時発生の際は電話等により、24時間連絡が可能な体制をとるとともに、必要があれば保険者、関係医療機関とも連携し、必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定するとともに、非難、救出訓練を行うなどして利用者の安全を図るものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は従事者に対し、当該業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。
 - (1) 事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置をずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(秘密保持等)

- 第16条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、退職後と言えどもこれを保持しなければならない。この事は、雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

- 第17条 管理者は、提供した認知症対応型通所介護サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する。

(損害賠償)

- 第18条 事業所は、利用者に対する認知症対応型通所介護サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、必要な措置を講ずるとともに速やかに必要な損害賠償を行う。

(雑 則)

- 第19条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、本法人と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成23年12月 1日より施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成24年11月 1日より施行する。
- この規程は、平成24年12月 1日より施行する。
- この規程は、平成26年 3月 1日より施行する。
- この規程は、平成27年 6月 1日より施行する。
- この規程は、平成27年 7月 6日より施行する。
- この規程は、平成27年 8月 1日より施行する。
- この規程は、平成28年 6月 1日より施行する。
- この規程は、平成28年 8月 1日より施行する。
- この規程は、平成29年 1月 2日より施行する。
- この規程は、令和4年 5月 1日より施行する。
- この規程は、令和4年 10月 1日より施行する。
- この規程は、令和6年 4月 1日より施行する。